

議案第 1 1 号

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年
かすみがうら市条例第 1 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「水道事業に」を「上下水道事業に」に、「かすみがうら市水
道事業運営審議会」を「かすみがうら市上下水道事業運営審議会」に改め、同
条第 2 項第 1 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正）

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部中「水道事業運営審議会委員」を「上下水道事業運営審議会委員」に改める。